

介護予防・日常生活支援総合事業（玉名市）

基準緩和型通所サービス（通所型サービスA）

デイサービスセンター みかんの丘

運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人陽光が実施するデイサービスセンターみかんの丘（以下、「事業所」という）の介護予防・日常生活支援総合事業（以下（事業）という）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の管理者及び従業者が専門職のサービスが必要な高齢者（以下、「利用者」という）に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業の提供にあたり、運営の方針を次のとおり定める。

- （1） 利用者の心身の特徴を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。
- （2） 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。
- （3） 運営にあたっては、玉名市・地域の保健・医療・福祉サービス事業者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

（事業所の名称等）

第3条 事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- （1） 名 称 デイサービスセンター みかんの丘
- （2） 所在地 熊本県熊本市西区河内町白浜字堀切1440番地2

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 デイサービスセンターみかんの丘の事業に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- （1） 管 理 者 1名（常勤兼務）
 管理者は事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- （2） 従 事 者 1名以上（専従）
 従事者は生活指導、日常動作訓練、健康チェック、送迎等を行う。
- （3） その他必要な職員を置く

(営業日及び営業時間)

第5条 デイサービスセンターみかん丘の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 火曜日、木曜日、土曜日とする。(但し1月1日を除く。)
- (2) 営業時間 午前8時00分から午後17時00分までとする。
- (3) サービス提供時間 午前10時00分から午後14時00分までとする。

(利用定員)

第6条 デイサービスセンターみかんの丘の利用定員は1日15名までとする。

(介護予防・日常生活支援総合事業の内容)

第7条 介護予防。日常生活支援総合事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 生活相談
- (2) 日常生活動作訓練
- (3) 健康チェック
- (4) 送迎
- (5) 入浴サービス
- (6) 給食サービス
- (7) その他必要なサービスの提供

(介護予防・日常生活支援総合事業の利用料等)

第8条 デイサービスセンターみかんの丘の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定通所介護及び指定介護予防通所介護が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

ただし、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。

2 実費相当額に関するもの。

- (1) 食事材料費 510円
- (2) 日常生活費 実費(おむつ等) ※在宅から持参

(内容及び手続の説明及び同意)

第9条 事業の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、事業従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得るものとする。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は玉名市とする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第11条 利用者は、サービス提供を受ける際には、他の利用者の迷惑になる行為は行わないこと。また、日常動作訓練等については、事業従事者の指示に従うこととする。

(緊急時における対応方法)

第12条 従事者は、事業を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡するなどの措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第13条 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には速やかに玉名市、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第14条 非常災害に備えて、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第15条 事業所は虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講ずるものとする。

① 虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的に開催し、その結果を従業員に周知徹底を図るものとする。

② 虐待の防止のための指針を整備するものとする。

③ 虐待の防止のための従業員に対する研修を定期的に行うものとする。

④ 前3項に定める措置を適切に実施するための担当者を置くものとする。

2 事業者は、虐待等が発生した場合、速やかに市町村へ通報し、市町村が行う虐待等に対する調査等に協力するように努める。

(秘密保持)

第16条 従業者は、業務上知り得た利用者又は、その家族の秘密を守るものとする。

2 サービス担当者会議における利用者等の情報について、あらかじめ文書により利用者等の了承を得るものとする。

3 従業者でなくなった後においても、業務上知り得た利用者又は、その家族の秘密を守る旨を内容とする雇用契約を締結するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第17条 社会福祉法人陽光は、事業の従事者の資質の向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとする。

(1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内

(2) 継続研修 年3回

- 2 本事業所は、この事業を行うため、設備、備品、従業者及び会計に関する諸記録、帳簿を整備する。利用者に対する指定通所介護事業の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。
- 3 事業所は、適切な指定通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 4 ご利用に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行わない。ただし、利用者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより緊急やむを得ない理由を記録する。
- 5 本事業所は、正当な理由なく事業の提供を拒まない。
- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人陽光が別に定める。

附則 この運営規程は、平成29年 4月 1日より施行する。
この運営規定は、令和 6年 4月 1日より施行する。